

毎年11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者等からの暴力，性犯罪，ストーカー行為，売買春，人身取引やセクシュアルハラスメント等，女性に対する暴力は，女性の人権を侵害するものであり，決して許されない行為です。

宮城県大崎市も「女性に対する暴力をなくす運動」に参加しています。



パープルリボンを付けた大崎市イメージキャラクター「パタ崎さん」です。



11月12日に古川総合体育館を会場に開催されました「環境フェア」にあわせ，古川地域女性団体連絡協議会と連携して，「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しました。

当日は，女性団体の活動紹介のチラシと，男女共同参画相談室啓発用リーフレット等を来場者の皆様に配布しました。